

「地域通訳案内士等スキルアップセミナー実施業務」

業務仕様書

令和 3 年 7 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「地域通訳案内士等スキルアップセミナー実施業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣 旨

新型コロナウイルス感染症が収束し外国との往来制限が解除されてくると、通訳案内士が活躍する機会の増加が想定されることから、岩手県内の地域通訳案内士等のスキルアップセミナーを実施し、岩手の観光に関する知識の習得及び案内業務のレベルアップを図るもの。

### (2) 業務件名及び数量

「地域通訳案内士等スキルアップセミナー実施業務」一式

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで

### (4) 委託料の上限額

4,404千円（税込み）

## 2 業務の仕様に関する事項

### (1) 提案内容

新型コロナウイルス感染症が収束し外国との往来制限が解除されてくると、本県の通訳案内士が活躍する機会の増加が想定されることから、岩手県内の地域通訳案内士等のスキルアップセミナーを実施し、岩手の観光に関する知識の習得及び案内業務のレベルアップを図る必要がある。

そのため、通訳案内業務の質の向上を目的とした座学及び県内観光地等での実地研修を含めたセミナーの実施内容等について企画提案すること。

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 座学研修及び実地研修のテーマ及び内容
- ② 研修実施場所
- ③ 事業スケジュール

### (2) 仕様等

#### ① 座学研修について

ア 座学研修の内容は、通訳案内に必要な表現力やホスピタリティ（新型コロナウイルス感染症対策を含む）、岩手県の観光事情等の基礎知識の習得とすること。

イ 座学研修の対象者は、地域通訳案内士及び岩手県に登録している全国通訳案内士 25 人程度とすること。

ウ 実施時間は6時間以上とすること。

エ 時期や開催場所が重ならないように2回以上実施すること。

オ 研修の講師については岩手県の観光地を熟知した者とすること。

#### ② 実地研修について

ア 実地研修の内容は、主要観光地の観光ガイド演習、旅程管理実務の実地演習等とすること。

イ 実地研修の対象者は、地域通訳案内士及び岩手県に登録している全国通訳案内士 25 人程度

- とすること。
- ウ 実施時間は5時間以上とすること。
- エ 時期や開催場所が重ならないように2回以上実施すること。
- オ 研修の講師については岩手県の観光地を熟知した者とすること。

### (3) その他

- ① 研修については、新型コロナウイルス感染症対策をして実施すること。
- ② 県内の移動については、新型コロナウイルス感染症対策が取られた専用車を手配することとし、行程中の借上げ料金、乗務員宿泊費及び高速道路通行料、駐車料金を計上すること。
- ③ 本業務における実施時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。
- ④ その他業務の詳細については、岩手県観光・プロモーション室と協議の上、実施すること。

## 3 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならないこと。

### (7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

提出部数：4部（紙ベース）及びデータCD1枚